

大切なご家族へ、 想いと財産を きちんと残すために



遺言書は、単に「誰に何を残すか」を決めるためだけのものではありません。
ご家族の状況、財産の内容、相続税、遺留分、将来の二次相続などを考えながら、ご自身の想いをどのような形で次の世代へつないでいくかを考えることが大切です。

当事務所がお手伝いすること

01

ご家族と財産を 整理する

相続人や財産内容を確認し、財産の残し方を考えるための土台を整えます。

02

想いと税務面から 考える

遺留分や相続税、一次・二次相続まで踏まえ、財産配分を検討します。

03

遺言という形 にする

検討した内容を遺言書原案にまとめ、公正証書遺言の完成まで支援します。

こんなお悩みを抱えていませんか？

- 家族でもめないように、今のうちに財産の残し方を決めておきたい
- 不動産が多く、誰にどの財産を残せばよいか迷っている
- 子どもがいない、再婚しているなど、相続関係に不安がある
- 特定の家族や、お世話になった方に財産を残したい

当事務所が、遺言を考えるうえで大切にしていること

当事務所だからできる、 税務と遺言の一体サポート



遺言書を作成するときは、単に「誰に、何を残すか」を決めるだけでは十分とは限りません。

遺言を考えるときに、大切にしたい4つの視点

ご家族・相続人の状況

相続人の関係、今後の生活、財産を残したい相手を確認します。

財産の内容

不動産、預貯金、有価証券、保険、借入金などを整理します。

遺留分への配慮

将来のトラブルをできるだけ避けられるよう、遺留分にも配慮して検討します。

相続税と財産の分け方

相続税が見込まれる場合には、財産の分け方による税額の違いも確認します。

横山千夏税理士事務所では、**税理士**として相続税や財産評価を確認し、遺言書の文章を作るだけでなく、ご家族や財産の状況を整理しながら、**納得できる財産の残し方**を一緒に考えることを大切にしています。

当事務所では公正証書遺言の作成をおすすめしています

公正証書遺言は、公証人が関与して作成し、原本が公証役場に保管されます。形式不備や紛失・改ざん等のリスクを抑えられるため、大切な財産を確実に次の世代へつなぐ方法として適しています。

ご状況に合わせて、 2つのプランからお選びいただけます

ご希望がある程度決まっている方から、相続税まで含めて財産の残し方そのものを設計したい方まで、状況に応じてサポートします。

PLAN 1

公正証書遺言 作成サポート

110,000円（税込）～

遺言内容がおおむね決まっている方へ。
ご希望をお伺いし、相続人や財産内容を確認しながら遺言書原案を作成します。

- ご本人様のご希望のヒアリング
- 推定相続人の確認
- 財産内容の確認
- 財産一覧表の作成
- 遺留分の基本的な確認
- 遺言書原案の作成
- 公証人との打合せ・調整
- 公正証書遺言作成までのサポート

※戸籍謄本等の取得代行を希望される場合は、取得通数等に応じて別途費用をいただく場合があります。

※公証人手数料、戸籍・登記事項証明書等の取得実費その他の実費は別途必要です。

※財産の内容、相続人の人数、遺言内容等により追加料金が必要となる場合があります。その場合は事前にお見積りいたします。

PLAN 2

公正証書遺言作成 相続税設計サポート

220,000円（税込）～

公正証書遺言作成サポートの内容と
さらに以下のサポートを行うプランです

- 相続財産の税務上の
評価・相続税概算
- 財産の分け方による
相続税額の比較
- 遺留分を考慮した
財産配分の検討
- 一次・二次相続を踏まえた
シミュレーション
- 相続税対策・生前対策の検討

財産総額による料金の目安

財産総額	料金（税込）
1億円以下	220,000円～
1億円超～2億円以下	275,000円～
2億円超～3億円以下	330,000円～
3億円超	個別お見積り

完成までの流れ

初回相談から公証人との調整、公正証書遺言の完成まで、段階ごとに分かりやすく進めます。

STEP 1 初回相談・ヒアリング

ご本人様のご希望、ご家族の状況、財産の概要などをお伺いします。

STEP 2 相続人・財産の確認

戸籍や財産資料をもとに、相続人と不動産・預貯金・有価証券などの財産を整理します。

STEP 3 財産の残し方を検討

誰にどの財産を残すか、遺留分なども踏まえて検討します。

相続税・遺言設計サポートでは、相続税試算や一次・二次相続まで検討します。

STEP 4 遺言内容の決定

検討した内容をもとに、遺言書に記載する内容を決定します。

STEP 5 遺言書原案の作成

当事務所で公正証書遺言の原案を作成します。

STEP 6 公証人との打合せ・調整

必要資料を確認し、公証人との事前調整を行います。

まずはご相談ください

「まだ遺言を書くか決めていない」という段階でも構いません。

現在の状況を整理するところから、一緒に考えてまいります。